

令和5年度メンタルヘルス研究推進校実施要綱

1 趣旨

暴力行為、いじめ等の問題行動や不登校を未然に防止するためには、児童生徒や児童生徒を取り巻く周囲の大人のメンタルヘルスリテラシーの向上を図り、児童生徒の心身の不調を早期発見、早期対応し、必要な支援につなげるための組織体制を構築することが重要である。さらに、児童生徒を適切に支援することができる組織体制を構築するためには、全教職員で生徒指導・教育相談体制の充実を図る必要がある。特に養護教諭は、その専門性にに基づき、心身の健康に問題がある児童生徒に対して指導を行っており、健康面だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っている。

県教育委員会は、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の研究を希望する学校を「メンタルヘルス研究推進校」（以下「研究推進校」という。）に指定し、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育を充実させる。

2 メンタルヘルス研究推進校

令和5年度研究推進校は、令和4年度研究推進校を引き続き生徒指導課長が指定する。研究推進校に指定した学校には、養護教諭1名、教諭1名の計2名を加配する。研究推進校の校長は、当該校の養護教諭の中から1名を「メンタルヘルス対応養護教諭」、当該校の教諭の中から1名を「生徒指導対応教諭」と定める。研究推進校の校長は、「メンタルヘルス研究推進チーム（仮称）」を編成する。

3 指定期間

原則3年間とし、令和5年度については3年目となる。（指定は1年ごととする。）

4 「メンタルヘルス研究推進チーム（仮称）」の役割

メンタルヘルス対応養護教諭及び生徒指導対応教諭が中心となり、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実及び生徒指導・教育相談体制の強化等について、全教職員で研究を推進するための企画、運営を担う。

5 研究推進の各段階と取組例

東京大学大学院と連携し、当大学院佐々木教授のスーパーバイズのもと、以下の各段階を踏まえて研究に取り組み、その成果を県内に発信する。

【STEP 1】教職員一人一人の理解・対応力向上

（重点）教職員への研修の充実

（取組例）教職員や児童生徒の実態把握、児童生徒の援助希求能力向上のための取組、自殺予防教育（SOSの出し方に関する教育を含む）の推進、校内研修の充実、教職員向け啓発資料の作成と活用、各学級の児童生徒の観察及び教職員への助言、保護者対応のサポート 等

【STEP 2】校内教育相談体制のさらなる充実

（重点）生徒指導対応教諭を中心とした校内教育相談体制づくり、養護教諭を中心とした教育相談体制と健康相談体制の連携強化

（取組例）部会や会議の工夫・改善、校内組織の再構築、SCやSSWとの調整機能の強化、校内のコーディネーター機能の強化、保健室来室者、非来室者への支援（アセスメント）、メンタルヘルスに関する保護者向け相談や情報の発信、不登校児童生徒への支援体制の構築、学校保健委員会の活用 等

【STEP 3】外部専門機関との日常的な支援体制の構築

(重点) 外部専門機関等との実効性のある連携体制の構築

(取組例) 連携先との日常的な情報交換、連絡会等の工夫・改善、外部連携のコーディネーター機能の配置と強化、家庭との連携を密にするための取組、外部専門機関と連携した授業実践 等

6 研究推進校の運営

- (1) 研究推進校は、当該市町村教育委員会及び県教育委員会の指導と助言を受けて、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に向けた教育の充実及び生徒指導・教育相談体制の強化に向けた研究に取り組む。
- (2) 研究推進校の校長は、メンタルヘルス対応養護教諭及び生徒指導対応教諭が研究に専念できるよう、本採用者を充てるとともに、当該養護教諭及び当該教諭の校務分掌の軽減を行う。
- (3) 研究推進校の校長は、年度当初に兼務発令を申請し、原則として生徒指導対応教諭を学区内の小学校1～3校に、週3時間程度勤務させ、小中連携を推進する。兼務校での業務は、チームティーチングによる授業や生徒指導・教育相談に係る会議への参加など、当該市町村教育委員会、本務校及び兼務校の校長が協議して決定する。
- (4) 兼務発令に伴う旅費については、各学校の旅費で対応する。

7 研究推進校の提出書類

- (1) 推進計画書
 - ア 書式 様式1-2に従い、作成する。
 - イ 提出先及び提出期限 別途通知する。
- (2) 実践結果報告書
 - ア 書式 様式3-2に従い、作成する。
なお、当該実践に係る資料等があれば、添付する。
 - イ 提出先及び提出期限 別途通知する。

8 兼務発令の申請（希望する場合のみ）

- (1) 市町村教育委員会は、研究推進校及び兼務校の校長と協議の上、別添の「教科指導等の充実のための公立小・中学校教員の他校兼務に関する実施要領」に基づき、「兼務教員発令に関する内申について（様式1）」を作成する。
- (2) 市町村教育委員会は、発令希望日の2週間前までに、当該教育事務所に提出する。
※原則として5月末日までに「兼務教員発令に関する内申について」を当該教育事務所長に提出する。

9 その他

この事業の事務は、生徒指導課長が掌理する。